

## 社会福祉法人秋田県共同募金会ホームページバナー掲載要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、社会福祉法人秋田県共同募金会（以下「本会」という）ホームページに掲載するバナーの取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 本会ホームページにバナーを掲載するもの（以下「バナー掲載希望者」という）は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 共同募金運動に対し、一定の寄付をした企業・団体
- (2) その他本会事業に対し特段の協力をしたと本会会長が認める企業・団体

### (寄付金及び掲載期間)

第3条 第2条第1号に該当する寄付金の額とバナー掲載期間の目安は次のとおりとする。なお、第2条第2号に該当する場合の掲載期間はその都度本会会長が定め、バナー掲載希望者に通知するものとする。

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| 寄付金額：100,000円以上 | 掲載期間：1年  |
| 寄付金額：50,000円以上  | 掲載期間：6か月 |
| 寄付金額：30,000円以上  | 掲載期間：3か月 |

### (バナー掲載基準)

第4条 本会では、次のいずれかに該当するバナーは掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序もしくは善良の風俗に反するもの、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治性、宗教性のあるもの、意見広告、個人の宣伝に関するもの
- (4) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないと認められるもの
- (5) 誇大もしくは虚偽のおそれのあるもの
- (6) 第三者の権利等を侵害するもの、又は侵害するおそれのあるもの
- (7) その他、本会会長が不相当と認めたもの

### (バナーの規格)

第5条 掲載するバナーは大きさ縦80ピクセル×横210ピクセル、画像のファイル形式はJPEG又はGIF（アニメーション不可）、容量は30キロバイト以内のものとする。

### (バナーの作成)

第6条 掲載するバナーのデータは、第5条の規格によりバナー掲載希望者が作成し、電子メール等の手段により本会に提出するものとする。

(バナー掲載の申し込み)

第7条 バナー掲載希望者は、別に定めるバナー掲載申込書により本会あて申し込むものとする。

(バナー掲載の決定等)

第8条 本会会長は、第7条による申込みがあった場合は、掲載の可否を審査し、その結果を申込者に通知するものとする。

(バナー内容の修正及び掲載の取り消し)

第9条 本会は、次のいずれかに該当する場合は、バナー掲載希望者にバナーの内容について修正を求めることができる。また、バナー掲載希望者が求めに応じない場合は、バナーの掲載を取り消すことができる。

(1) 第4条の規定に反すると認められるとき

(2) その他、本会会長が必要と認めたとき

(バナーの取り下げ)

第10条 バナー掲載希望者は、自己の都合によりバナーの掲載を取り下げることができる。

2 バナー掲載希望者は、前項の規定によりバナーの掲載を取り下げる場合は、書面により本会あて申し出るものとする。

(バナー掲載希望者の責務)

第11条 バナー及びリンク先のページの内容に関するすべての責任は、バナー掲載希望者が負うものとする。

附則

この要項は、平成26年1月10日から施行する。